

別記第13号様式（第4の2の事項関係）

北海道函館方面公安委員会告示第 25 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 5 月 25 日

北海道函館方面公安委員会委員長 齋藤利仁

1 聴聞の期日

令和8年6月10日（水）午前 10 時 0 分

2 聴聞の場所

函館市石川町149番地23

北海道警察函館方面本部函館運転免許試験場 2 階 聴聞・意見の聴取室

注 規格は、A列4番縦長とする。